

旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市におけるいじめ防止に向けた取組について、専門的な視点から意見を聴取することにより、今後のいじめ対策の取組強化に係る検討を推進するため、旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) いじめ対策に係る基本理念及び基本的な考え方に関すること。
- (2) いじめ対策に係る学校、教育委員会及び市長部局の役割に関すること。
- (3) いじめ対策に係る組織体制（組織機構、配置を要する人材等）に関すること。
- (4) いじめに係る当事者（被害者、加害者、学校）への支援の在り方に関すること。
- (5) いじめ対策に係る各種取組に関すること。
- (6) 学校、教育委員会に対する是正勧告等の是非及び教育の中立性との関係に係る留意事項に関すること。
- (7) その他いじめ対策に関し必要な事項

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。ただし、参加者が必要と認めたときは、子育て支援部において進行役を行うことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、子育て支援部において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、参加者の意見を踏まえ、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。